

## 規制シート(様式)

190197500950001

平成28年12月9日

規制の名称	船舶油濁損害賠償保障法	所管府省	国土交通省
根拠法令等	船舶油濁損害賠償保障法(昭和50年法律第95号)、 船舶油濁損害賠償保障法施行令(昭和51年政令第11号)、 船舶油濁損害賠償保障法施行規則(昭和51年運輸省令第3号)	担当局課等及び 作成責任者の 役職・氏名	海事局安全政策課 課長 金子栄喜
規制目的	船舶に積載されていた油によって船舶油濁損害が生じた場合における船舶所有者等の責任を明確にし、及び船舶油濁損害の賠償等を保障する制度を確立することにより、被害者の保護を図り、あわせて海上輸送の健全な発達に資することを目的とする。		
規制内容の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2000トンを超えるばら積みの油を輸送する日本国籍を有するタンカー及び日本国籍を有しないタンカーに対し、保障契約(タンカーに積載されていた油による油濁損害の賠償義務をてん補する保険契約又は賠償義務の履行を担保する契約)の締結、及び当該保障契約の締結を証する証明書の船内の備置きを義務付け。</li> <li>・年間15万トンを超える特定油(政令で定める原油及び重油であって本邦内で荷揚げされるもの)を受け取った者に対し、当該受取量の国土交通大臣への年次報告及び国際油濁補償基金への年次拠出金の納付を義務付け。</li> <li>・総トン数100トン以上の国際航海に従事する日本国籍を有する一般船舶(タンカー以外の船舶)及び日本国籍を有しない一般船舶に対し、保障契約(燃料油による油濁損害及び座礁船舶撤去等の措置費用の支払をてん補する保険等)の締結、及び当該保障契約の締結を証する証明書の船内の備置きを義務付け。</li> <li>・本邦外の港から本邦内の港に入港する船舶に対し、入港前の通報を義務付け。</li> </ul>	関連する予算	外国船舶油等防除対策費補助金 (平成28年度予算15百万円)
規制の最近の 改廃経緯	<p>(1)タンカー油濁損害に対する補償額の拡大 タンカー所有者による賠償額及び国際基金による補償限度額を超えるタンカー油濁損害について、追加基金に対する被害者の補償請求権等を規定。</p> <p>(2)一般船舶(タンカー以外の船舶)の油濁損害・座礁船舶撤去等に対する被害者保護の充実 ①国際航海に従事する日本国籍を有する一般船舶(総トン数100トン以上)及び本邦内の港に入出港等する日本国籍を有しない一般船舶(総トン数100トン以上)に対し、保障契約(燃料油による油濁損害及び座礁船舶撤去等の措置費用の支払をてん補する保険等)の締結を義務付け。 ②保障契約を締結していない船舶について、入港禁止等を規定。 (平成16年法改正)</p>	関連する 政策評価結果	-
規制を維持、改革 又は新設する理由	船舶油濁損害賠償保障法は、平成16年改正により船舶油濁損害による被害者の保護を充実させる仕組みに移行済みであるが、我が国周辺では、年間40件程度(衝突、乗揚、火災等)による油流出事故が生じていることを踏まえると、今後も船舶油濁損害の賠償等に係る保障契約の締結の義務付け等により被害者の保護を図る必要がある。 また、同法は、「1992年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約」及び「1992年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約の2003年の議定書」を国内法化したものであるため、両条約の改正等国際的な動向も踏まえつつ、必要な制度の改正を図っていく必要がある。	規制の維持、改革 又は新設の別	維持
(規制を改革する場合 の改革の方向性)	-		

見直し条項	-
次の見直し時期	平成33年度